

社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員の報酬月額は、次のとおりとする。

会 長	月 額	50,000 円
常 務 理 事	月 額	240,000 円

2 役員が、月の中途において就任したときは、その日から 日割計算により報酬を支給し、任期満了、辞職、失職又は死亡等により月の中途においてその職を離れたときは、その月分の報酬を支給する。ただし、その職を離れた月に再び就任したときは、その月の翌月以降の報酬を支給する。

3 会長の職にある者については、前項の規定にかかわらず、報酬月額を支給する。

4 この法人の職員を兼務し、賃金が支給されている役員に対しては、報酬を支給しない。

(支給期日)

第3条 報酬が月額で定められている者の報酬は、毎月 21 日（この日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その後日において最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日）にこれを支給する。

(費用弁償)

第4条 理事、監事、評議員及び各種委員（以下「役員等」という。）が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会職員等旅費規程（平成 18 年 1 月 1 日施行）に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、役員等が招集に応じ、その属する理事会、監査、評議員会及び各種委員会に出席したときは、旅費に代え、費用弁償として日額 3,000 円を支給する。ただし、1 日 2 回以上出席したときは 1 回分のみ支給する。

役員等のうち、常務理事及び南相馬市職員の職にある者については、これを支給しない。

(特別報酬)

第5条 この法人の職員を兼務していない常務理事には、社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会臨時雇用職員就業規則（平成 18 年 1 月 1 日施行）の適用を受ける職員の例により、特別報酬を支給する。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。